

2026年9月17日

事務担当者様

「基準給与変更届」について

日本ITソフトウェア企業年金基金

【第1年金】(事業所番号1XXXX または3XXXX)

第1年金の「第1基準給与」は、毎年4月1日時点の厚生年金の標準報酬月額を当年9月まで、10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額を翌年3月まで適用されます。

9月までの第1年金の第1基準給与と10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額が相違している場合、標準報酬月額に合わせて10月分からの第1基準給与を変更する必要があります。これが「基準給与変更届」です。

●10月1日付の基準給与変更届の届出が必要な加入者

- 7月に「算定基礎届」を日本年金機構(年金事務所)に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が4月現在の等級から1等級以上変わった方
- 5月～10月を改定月とする「月額変更届」を日本年金機構(年金事務所)に提出したことにより厚生年金の標準報酬月額が4月現在の等級から変わった方

「10月1日現在の厚生年金の標準報酬月額」とは「10月分(11月末日納付)の厚生年金保険料の基礎となる標準報酬月額」のことです。従前の第1基準給与と10月分時点の厚生年金の標準報酬月額を突き合わせ、一致しなかった方が届出の対象となります。

●対象者がいない場合

第1年金の10月1日付の基準給与変更届の届出の対象となる方が誰もいない場合に限り、「基準給与変更不該当届」の届出をお願いいたします。

(例)算定基礎届による定時決定で厚生年金の標準報酬月額が220千円から240千円になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の 標準報酬月額	企業年金の 基準給与 1	
3 月	215,333 円	220 千円	220 千円	
4 月	234,687 円	220 千円	220 千円	
5 月	246,799 円	220 千円	220 千円	
6 月	225,874 円	220 千円	220 千円	
7 月	223,387 円	220 千円	220 千円	算定基礎届提出
8 月	235,743 円	220 千円	220 千円	
9 月	245,875 円	240 千円	220 千円	定時決定
10 月	226,754 円	240 千円	240 千円	基準給与変更届
11 月	234,812 円	240 千円	240 千円	

【第2年金】(事業所番号2XXXX または3XXXX)

第2年金の変額コース採用の事業所における「第2基準給与」についても、毎年4月1日時点の状況に基づく口数を当年9月まで、10月1日時点の状況に基づく口数を翌年3月まで適用されます。

4月2日から10月1日までの間に口数の基礎となる状況(厚生年金の標準報酬月額、役職、基本給、勤続年数など)に異動があり、口数を変更するべき方がいる場合は、基準給与変更届の届出が必要です。

定額コースを採用している事業所は、届出の必要はありません。

(例)標準報酬月額に連動するモデル

○第1年金と同様、「算定基礎届」や「月額変更届」を提出したことにより「10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額」に基づく口数が従前の口数と比べて変更となる場合は、届出の必要があります。

【届出方法】

ITS基金届出システム「ペンション・プラス」をご利用ください。「ペンション・プラス」で基準給与変更届を作成する場合のご留意点は次のとおりです。

- 「ペンション・プラス」では異動年月日の2週間前から届出の登録が可能です。異動年月日前の届出を登録した場合、異動年月日が到来すると、自動的に届出が受付されます。
- 10月1日を変更年月日とする「基準給与変更届」は、9月17日から届出の登録が可能です。
- 届出の作成方法は、「ペンション・プラス」の画面に直接入力する方法と、所定のレイアウトのCSVファイルを「ペンション・プラス」にアップロードする「データ投入」機能を利用する方法があります。
- データでの届出は「ペンション・プラス」の「データ投入」機能をご利用ください。ファイル共有サービスやCD・DVDでの届出は、原則として受付いたしません。
- 加入者全員分の情報が入力されたExcelファイル作成のご依頼は「ペンション・プラス」の「加入者情報提供依頼」画面からお願いいたします。
- 基準給与に変更がある方のみ届書をご作成ください。健康保険・厚生年金の算定基礎届と異なり、全員分を届出する必要はありません。
- 「第1基準給与」または「第2基準給与」は、変更がある箇所のみ変更後の基準給与をご入力ください。
- 第1年金の実施事業所(事業所番号1XXXXまたは3XXXXの事業所)の10月1日変更の「基準給与変更届」に限り、基準給与に変更がある方がいない場合は、「ペンション・プラス」で「基準給与変更不該当届」をご作成ください。

操作方法の詳細は当基金ホームページをご参照ください。

事業主・事務担当者のページ > 届出の事務 > ITS基金届出システム「ペンション・プラス」
https://www.its-kikin.or.jp/04_jigyonushi/jigyonushi01_06_2/

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

(ご参考)

【共通】

Q1 「基準給与変更届」はいつまでに届出すればいいですか？

A1 本年10月1日変更の「基準給与変更届」は、10月分掛金計算のための届出の締切日である **11月6日** までに「ペンション・プラス」で届出が受付されれば、届出の内容が10月分掛金の計算に算入されます。締切日に間に合わなかった場合は、届出があった月の掛金で遡及分が調整されます。

※届出の作成(登録)が完了していても、「届出モード終了」が行われるまでは受付は完了していませんので、ご注意ください。届出が受付されると、受付完了のメールが届きます。

【第1年金】

Q2 健康保険の標準報酬月額が「月額変更届」の提出により650千円から710千円に変更になりました。基準給与変更届を届出する必要がありますか？

A2 「第1基準給与」は、厚生年金の標準報酬月額に連動して変更になります。この例の場合、厚生年金の標準報酬月額は上限の650千円のまま変更がありませんので、「基準給与変更届」の届出は不要です。

Q3 4月に昇給しました。4月1日変更の「基準給与変更届」を届出する必要がありますか？

A3 「月額変更届」による随時改定は、起算月から連続する3ヶ月間の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額の等級が従前と比べて2等級以上変動していた場合に、4ヶ月目を改定月として届出します。

この例の場合、4月～6月の報酬月額の平均を算出し、平均に基づく標準報酬月額の等級が従前と比べて2等級以上上がっていた場合は、7月を改定月とする「月額変更届」を提出します。

7月改定の「月額変更届」や「算定基礎届」の提出により、厚生年金の標準報酬月額
の等級が1等級でも変わった場合は、10月1日変更の「基準給与変更届」を届出する
対象となります。4月1日変更ではありません。

※随時改定には年間平均など上記に当てはまらない特例もあります。

Q4 5月に基本給の昇給があり、8月を改定月とする「月額変更届」を管轄の年金事務所に
提出しました。「基準給与変更届」の「変更年月日」は「2026年08月01日」で
すか？

A4 「基準給与」の変更時期は4月1日と10月1日の年2回に限定されています。

この例の場合、「月額変更届」の改定月は8月でも、「基準給与」の「変更年月日」は
「2026年10月01日」となります。4月・10月以外の時期に厚生年金の標準報酬
月額に変動があった場合、第1年金の「基準給与」とは一致しない期間があります。
標準報酬月額の変動以降、最初に到来する4月または10月に基金の基準給与と
突き合わせ、一致させる届書が「基準給与変更届」です。

なお、「ペンション・プラス」では、4月1日または10月1日以外の変更年月日は入力
できないよう制限されています。

【第2年金】

Q5 当社は第2年金を実施しており、口数が1口の定額コースを採用しています。口数を
3口に増やしたいのですが、「基準給与変更届」を届出すれば可能ですか？

A5 定額コースの口数の変更や定額⇔変額のコースの変更を行うには、当基金の規約を
変更する必要があります。変更された規約の適用年月日以降、最初に到来する4月
または10月に「基準給与変更届」の届出を行い、口数を変更します。

事例によっては関東信越厚生局への相談が必要な場合もありますので、このような
口数の変更を検討されている場合はお早めにご相談ください。